平成２２年（フ）第１１５号
新潟県三条市中新４番26号
債務者　白椿　正人
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１６号
新潟県三条市中新４番26号
債務者　白椿　文子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１９号
新潟県三条市五明368番地２
債務者　鈴木　フミ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１２０号
新潟県燕市道金719―３　ポラリスⅡ　201号室、住民票上の住所新潟県燕市杉柳90番地４
債務者　平澤　浩子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１２１号
新潟県燕市南２丁目６番３号
債務者　佐藤　信行
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１２３号
新潟県燕市新栄町98番地
債務者　中野　　智
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４７４号
愛知県一宮市時之島字水元41番地
債務者　寺澤　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５１号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎４棟505号
債務者　藤井　真弥
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８６号
北海道樺戸郡月形町字豊ヶ丘1620番地
債務者　渡辺　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９０号
北海道夕張市沼ノ沢国有地　Ｎ－６－２
債務者　野田　　力
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９８号
北海道夕張市清水沢宮前町20番地
債務者　斉藤　初枝
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７４５号
岩手県花巻市東和町北成島３区88番地
債務者　熊谷　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６１号
盛岡市本宮字小幅13番地６　ラ・フルールＢ203号
債務者　黒島　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６９号
盛岡市天昌寺町９番44号
債務者　津軽石　健
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７０号
盛岡市天昌寺町９番44号、居所盛岡市緑が丘３丁目24番９号
債務者　津軽石綾子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９０６号
神奈川県厚木市愛甲854番地１　メゾンとみづか103
債務者　福室　明子（旧姓榮前田）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３８号
神奈川県平塚市宮の前１―22　重松ビル402、住民票上の住所神奈川県秦野市上今川町２番６号　ビューコーポ101号
債務者　小林　照美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９５２号
神奈川県秦野市東田原874番地
債務者　武尾　信子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部